

**第10期基本問題小委員会：委員提出意見まとめ（案）****論点1 デジタル・ネットワーク社会に対する認識、評価について****（石坂委員）**

- 現状は、著作物の利用の側面が重視され、著作権者の権利の保護に欠けている状況にある。無料で商品と同等のものを取得できてしまう状況は、断固として克服しなければならず、対価を支払わずに「商品」の経済的価値を享受することは認めるべきではない。

**（いではく委員）**

- 著作物の流通が促進されることは歓迎するが、実際には、電子掲示板やファイル交換ソフトを悪用して違法に配信されたコンテンツがネットワーク上に大量に溢れており、深刻な状況にある。

**（大寺委員）**

- デジタル技術の進歩やネットワーク化の進展により、著作物の流通手段にインターネットが加わったことは、著作権者にとっても本来喜ばしいことであるが、実際には違法複製物が大量に流通し、正当なビジネスが成立し難いのが現状。
- 流通に関するビジネスモデルは市場原理に基づいた民間の取引によって形成されるべきであり、著作権に関してインターネットでの流通だけを特別扱いすることは、他の流通手段との間で公正な競争を害することになるので注意を要する。
- 「コンテンツ流通」とは、インターネット上のコンテンツ不足の解消が目的ではない。あくまでも、コンテンツの流通は手段であって、目的は新たなコンテンツの創造である。真の目的を見誤ると、結果として国民が豊かな文化を享受できなくなる。

**（大林委員）**

- デジタル・ネットワーク社会は、知的創作活動の成果物を多くの人々が享受することを可能にし、生活を豊かにする反面、多様かつ大量の権利侵害が発生していることも事実であり、利用と権利者の保護の問題が鋭く対立する中、両者の関係を如何にしてバランスよく実現するべきかという問題が極めて重要。
- 無秩序な著作物等の利用が許されるのであれば、コンテンツを創造するインセンティブも失われ、利用すべきコンテンツも枯渇し、文化も早晩衰退していく運命にあるということを強く認識すべき。

#### (河村委員)

- もっぱら情報の受け手であった消費者が、容易に情報を世界に向けて発信する手段を手にし、著作権をめぐる権利関係の主体として、著作権法と日々深く関わることとなったにもかかわらず、こうした消費者／ユーザーの著作物の使用形態を想定していない現行の著作権法は、消費者／ユーザーをもっぱら侵害する者のように位置づけてしまっている。

#### (黒木委員)

- デジタル・ネットワーク社会では、携帯端末の普及などにより、いつでも・どこでもコンテンツにアクセスできる環境が整い、大量のコンテンツ流通が可能となる一方、違法コンテンツが溢れており、不正流通対策が追い付いていない現状にある。

#### (迫本委員)

- 近年の急速なデジタル化・ネットワーク化の中で、著作物の違法コピー・違法流通の形態はますます多様化、複雑化し、いわば「違法流通の簡易化・短縮化」の状況にあり、各業界がこれらの著作権侵害行為によって被る被害は莫大な額に及んでいる。

#### (里中委員)

- デジタル時代においては、プロの創作者以外が創作発表できるようになり、素人の作品の商業利用したい企業も増えてくるはず。

#### (瀬尾委員)

- デジタル・ネットワーク社会においては、利用者の利便性が向上するとともに、著作者にとっても、公表の場の拡大、著作物製作コストの大幅な削減、需給調整の容易化といったメリットがある一方、違法複製物が迅速かつ広範に広がるといったデメリットがある。ネットワーク社会の利点を生かしつつ、違法な利活用を阻止することが、根本的な課題。
- 著作物の流通に専門家以外の創作者も容易に参加できるようになり、大量かつ変化に富んだ著作物が利用可能となるという利点がある反面、公序良俗に反したり、個人の権利を侵害するような著作物も流布するといった問題も生じているため、創造サイクルに対する基本的な考え方を再構成する必要。
- バブル崩壊後、精神的な豊かさを求める時代になっており、文化である創作物の果たす役割はますます大きくなっている。。

- ▶ 技術の急速な発展に対応するためには、問題が発生する前の段階、すなわち、新しい技術や利用方法が登場した段階で検討することが望ましい。そのためにも、技術者を含んだ検討組織を設け、新しい技術などの可能性などについての検討を、問題が生じる前に行うべき。

#### (苗村委員)

- ▶ デジタル・ネットワーク社会とは、情報通信技術の飛躍的な発展により、製品・システム・情報が産業、行政、教育、地域社会、日常生活のあらゆる場面において深く浸透した状況（「先導技術の結末」）であり、こうした状況からは「記録媒体の大容量化等による恒常的なソフト不足の状態」「機器の汎用性の進展」「プロとアマの混在」「正確で迅速な電子的権利処理（技術）の確立」がもたらされる。
- ▶ 「先導技術の結末」の背景には、①「表現の自由」を実現するための前提である様々な情報アクセスへの保障の必要性、②グローバル化（人、物等の国際的交流と国際的な分業体制の確立）に伴う情報の国際流通の必要性、③エネルギー問題等の解決の手段としてのデジ・ネット技術の活用（技術）の必要性の3つが存在する（「社会的必然性」）。
- ▶ 「社会的必然性」からは、①個人（又は団体）の意見・信条を「表現」する自由と創作的な「表現」を保護することとの関係を明確にする必要性、②法制度、契約、規格・基準等に関連して国内ルールと国際ルールの役割分担を明確にする必要性、③エネルギー問題と関連して、デジ・ネット技術を活用する観点から、我が国で創作され発信される情報の文化的・経済的価値を高めるための方策は何か、といった課題が指摘される。
- ▶ ①情報の記録・送信等に関わるコストの著しい減少に伴う事業者の収益構造の抜本的な見直し、②アマチュア層が量的に拡大し、プロと異なる主張する結果、プロの利益が損なわれる可能性、③映画、放送、出版等の既存の情報媒体及び事業者の境界の不明確化、④クリエイターとユーザーを直結するシステムの開発による、出版者、レコード会社等の仲介者を中心とするビジネスの態様の変容から、コンテンツビジネスの在り方は根本的に変容する可能性がある。

#### (中村委員)

- ▶ 世界中の情報を誰もが入手でき、誰もが情報を生産・発信できて、世界中の人々がそれを共有できるデジタル・ネットワークは、人類史を前後期に分けるほどの変革をもたらす力を持っており、メリット、デメリットといった二分評価を超える意味、価値がある。
- ▶ 制度や政策を考えるに当たっては、短期的な問題解決アプローチに加え、長期的な視点に基づく方向感を持って対応することが大切。

#### (松田委員)

- ▶ 創作の保護を排他的請求権によって確保するという著作権の基本思想は、ネットワーク・コンピュータシステムによって情報を共有するという考えと顕著に対峙することとなったが、(この対峙は二者択一的なものではなく、)優れた創作者による新しい文化の創造と、これをテクノロジーによって流通・利用させるという2本の柱はいずれも必須。
- ▶ 著作権法は、生理的利用(感性、悟性による看取、感得)ではなく、物理的利用(複製等)を捉えて支分権化しているが、テクノロジーが発展(送信スピードと大容量のストレージの増大)している中、物理的利用をすべて支分権によって捕捉することが可能か。
- ▶ 素人による著作物の創作と流通が可能になったことをもって著作権法上の構造や基本的考え方を変更させる必要はなく、素人の著作物もこれまでの論理によって保護すれば足りる。
- ▶ 機器の汎用化が進み「専ら」特定目的・機能に用いられる機器といったものがなくなるという問題が、著作権法の議論として現れるのであれば、いわゆる間接侵害論における「専ら」性による侵害を肯定する要件として考察すれば足りる。
- ▶ 電子化による正確で迅速な著作権の権利処理の可能化は、生理的利用を補足するDRMによって権利処理を行うべきという方向に移っていく。この場合、著作権者に入る対価が減少することになるが、社会の大きな流れは電子化による権利処理に向かっており、これに逆行すると、国際競争力を欠くことになる。

#### (宮川委員)

- ▶ 情報のデジタル化、録音録画機器の発達、インターネットの普及によって、劣化の少ない高音質な音楽や映像コンテンツの複製、頒布、公衆送信が容易になったと同時に、著作権保護技術と契約を組み合わせ、個人の私的領域における著作物の複製や利用を管理することが容易になった。
- ▶ ネットにおいては、プロのみならず一般人が創作したコンテンツや情報を公に発信する環境が生まれている一方、個人が安易に他人の著作物をアップロードし、それを録音・録画するという被害が増大している。これに対しては、音楽・映像配信サービス等、インターネット上の適法配信を充実させる動きもあり、適法配信に呼応した努力がみられる。

## 論点2 著作権制度の果たす役割について

### (石坂委員)

- ▶ デジタル・ネットワーク社会になってもコンテンツの創造、保護及び活用の基盤となる著作権制度の重要な役割が何ら変わることはない。「文化の発展に寄与する」という著作権制度の目的が達成されるよう、絶えず見直しが必要。

### (いではく委員)

- ▶ 著作物の利用の対価が創作者に還元され、さらに新しい創作につながるという循環が文化を育むことは自明の理であり、こうしたことを実現するため、デジタル化・ネットワーク化がもたらす変化に対応した著作権制度による保護が不可欠。

### (大寺委員)

- ▶ デジタル・ネットワーク社会においても、著作権法の果たすべき役割は基本的に変わらないのであって、特に「コンテンツ大国」を標榜し、これを実現するためには、著作者への十分な対価の還元と、それが新たな著作物の創作に結びつくという循環を持続し、発展させる必要。そのためにも、著作権法による適切な権利保護は一層重要。

### (大林委員)

- ▶ デジタル・ネットワーク社会においても著作権者等の権利の保護が最重要の課題であるという基本理念は変わらない。
- ▶ 著作権制度の究極の目的は文化の発展に寄与することであり、著作物等の利用に配慮しながらも、著作権等の保護を図ることこそが必要。こうした基本的な理念は、デジタル・ネットワーク社会においても、一層維持されるべきであり、投機やマネーゲームによって著作権制度が簡単に変容されるものであってはならない。

### (河村委員)

- ▶ 消費者／ユーザーの能動的な参加、情報発信がビジネスを育てているのであって、著作権法は、消費者／ユーザーの自由な参画を妨げないものであるべき。

### (黒木委員)

- ▶ デジタル・ネットワーク社会においても著作権者等の権利を守ることはもちろんだが、コンテンツが円滑に利活用できるように、著作権制度がブレーキになるのではなく、潤滑油としての役割を果たすことが期待される。

#### (瀬尾委員)

- 著作権の社会的な意義は非常に高まってきている反面、著作権制度だけで問題に対応することは難しくなっているため、実務的な役割を持った組織を有機的に連動させて、検討と進言、監視を常に行い、文化政策として著作権制度を考えていく必要。

#### (苗村委員)

- 現行の著作権制度が前提としているコンテンツビジネスの構造が、今後10年程度の間にも根本的に変化する可能性が高いため、著作権制度についても大規模な見直しが必要。
- プロとアマチュアの境界が曖昧になるとしても、著作者の権利保護の重要性は減じることはなく、アマチュアを含む表現者の権利をいかに保護するかについて、新たな著作権制度の中で理念を確立する必要。
- 新たな著作権制度を定めるにあたっては、国際的な調和を重視する必要がある、そのためには、条約協議に先立って国際的・学際的な検討が必要。

#### (中村委員)

- 著作権制度を手直しして問題解決を図るこれまでのアプローチは限界に直面しており、法律の出番を少なくし、契約、ビジネスモデル、技術で対応するアプローチを重視すべき。技術や利用の変化スピードに対応できるよう、制度というよりも全体のシステムを構築することが必要。

#### (野原委員)

- デジタル・ネットワーク社会においては、例えば、①ネット上のCGM等のように「文化」として捉え振興すべき対象が、プロのみならず個人の著作物へと拡大し、②製作・表現、出版・流通、視聴の各段階でデジタル化が進んだため、既存の関連業界のビジネススキームに変革が起こりつつあるなど、現行の著作権制度の制定当時とは大きく環境が異なっているので、根底から著作権制度を再構築し、文化、生活、関連産業の変化を的確に踏まえた、文化の振興を促す仕組みとするべき。

#### (松田委員)

- 著作権法の基本思想（排他的請求権によって創作インセンティブを確保し、文化を発展させること）によっては、高い文化を創作することが遂げにくくなっているように思われる。玄人による創作の保護を文化行政全体で考察すべき。
- 近時の著作権紛争は大量著作物の大量利用として現れることが多くなっており、権利者による個別的な権利行使によるソーシャルコントロールの機能は相対的に低下しつつあるため、著作権法の権利構成の外側に、著作権を運用する社会システム（民事訴訟による秩序の形成）以外のものを構築する必要。

(宮川委員)

- ▶ ネット上の違法複製物の横行をみると、違法複製物の配信とダウンロードに対する違法意識が希薄になっているかのような懸念を感じる。著作権者・隣接権者が違法複製物の発信者、ダウンロード者に法的責任を追及するには人的・物的コストがかかりすぎるため、対価の回収というよりは、広く一般のユーザーに対して、無断利用が違法であることを発信し、啓発するとともに、他人の著作物の利用についての明確な規範（ルール）を提示できる制度とすることが必要。

### 論点3 著作権関連の課題及び取るべき方向性について

【総論】

(河村委員)

- ▶ 著作物の新しい利用形態を受け入れ、保護と利用のバランスの上に、豊かな未来の文化を育むことができるよう、消費者／ユーザーにとって分かりやすい著作権制度に変えていくことが重要。

(野原委員)

- ▶ 著作権制度を検討するに当たっては、「文化は、プロの作品だけでなく、一般個人の著作物の流通量が増加し、活性化されることによっても振興される」というスタンスで検討すべき。

(野村委員)

- ▶ 著作権思想の普及を進めるためには、著作権の全面的な見直しによって、分かりやすい表現の規定に改正することを考えるべき。ガイドライン、自主ルールなどの活用によって代替することも考えられる。

【権利処理】

(河村委員)

- ▶ 著作物の不公正な入手を減らすには、リーズナブルな価格で魅力的なサービスが十分な選択肢を持って用意することが重要。二次的著作物の制作に関する権利処理などをサポートする、誰でも利用可能な集中処理機関や集中処理技術の導入が可能。

#### (黒木委員)

- 過去の放送コンテンツの流通を促進するためには、権利処理コストの低減を図ることが必要。また、権利処理にかかる申請や報告などの電子化は進んでいるものの、必ずしも権利処理の円滑化につながっていない実態があるため、①集中管理を促進するための具体的施策の検討や、②著作権等管理事業法の見直し（支分権ごとの管理からビジネス実態に即した管理へ、管理事業者間の連携の必要性）が必要。

#### (里中委員)

- 著作権の権利処理を速やかに、かつ正確に行うためにもポータルサイトの構築が急務。

#### (瀬尾委員)

- 契約による問題解決が最も迅速であり、契約の公正さを担保するためにも、権利の集中処理システム（ないしは、複数の権利者が集まった事務所のようなものの設立）が必要。また、公正な契約の普及のためには、団体間でガイドラインを作成することも考えられる。
- 権利者不明の著作物を流通のサイクルに取り入れるべく、権利者不明の場合の認定や権利者不明の著作物の利用にかかる費用を負担する組織を、日本独自の考え方と方法で構築する必要。

#### (中村委員)

- 著作権情報の集中処理機関への財政・税制支援や集中処理技術の開発推進。
- 放送コンテンツ等の制作取引適正化の監視・推進／産学官によるフェアユース等に係るガイドラインの策定／ADRや相談窓口の拡充。（中村委員）

#### (野村委員)

- 著作権をめぐる紛争解決を目的とするADR機関の設立を考えるべき。
- 契約によって、権利者と利用者との間の利害関係を調整しやすいように、著作権法に規定することを考えるべき。適正な実務慣行も尊重されるべき。

#### (松田委員)

- 著作物等の個別的利用許諾のコストの問題を解決するため、利用者（又はその団体）が利用されるコンテンツごとに権利者団体に対して利用料を支払い、当該コンテンツの権利処理を「行ったものとして」利用を許諾する制度を導入すべき。（拡大集中許諾制度の導入）
- 大学、研究機関等の団体内における著作物の利用にかかるルールを設け、当該ルールの範囲内であれば自由な利用を認めるという制度を導入すべき。（包括的許諾制度の導入）



- 現在のネット流通に関する諸問題を解決するため、当事者間（団体間の協定を含む。）の利用に関する契約を促進するため、著作権契約法を立法し、「契約で何ができるか」を検討するべき。

#### （三田委員）

- 「簡易な登録制」（何らかの形で権利者が登録し、登録した権利者に補償金等を配分）による《著作権集中管理機構》（以下「機構」）の設置が必要。
- 機構の具体的なシステムは次のとおり。
  - ✓ 国またはそれに近い公的機関による設置。
  - ✓ 管理事業法上の管理事業者は、把握している登録者を一括して機構に登録。
  - ✓ 機構は広く存在を告知し、名簿を公開するとともに未登録者に登録を呼びかけ。
  - ✓ 新たに登録された著作権者はその著作物の分野に応じて、その分野で最大の管理事業者を紹介し、そこに登録。
  - ✓ 登録料は無料または必要最低限。
  - ✓ コンテンツの利活用については機構が一括して許諾。
  - ✓ 利活用によってユーザーから払われた使用料等は機構を経由して各管理事業shに配分され、最終的には著作権者に配分。
  - ✓ 利活用された著作物の著作権者が未登録の場合、機構が「クレーム処理」のための費用を積み立て。
- 一括許諾により対応できないコンテンツ（公表が差し止められている著作物など）については、有識者による運営委員会が作成したガイドラインに従うとともに、定期的に同委員会を開催することにより個別に対応。

#### 【著作権に係る教育及び普及・啓発】

##### （いではく委員、里中委員、瀬尾委員、中村委員）

- 義務教育段階からの学校教育における著作権教育の充実が必要。その際、著作権教育に関する基本的なコンセプトを構築し、総合的に運用するべく、現場の教育者や識者によって構成される組織を設置し、常時検討を行う。

##### （石坂委員）

- 若年層に対し著作権についての基本的な教育を行うことにより、著作権意識と規範遵守意識の向上を促し、正規コンテンツの利用へと誘導するために効果的な普及活動を実施することが極めて重要。

##### （いではく委員）

- 違法利用の撲滅に向け、著作権保護の大切さ周知するための広報を国として行う必要。

**(瀬尾委員)**

- ▶ 社会人や高齢者に対する著作権教育の充実が必要。

**(宮川委員)**

- ▶ 広く一般のユーザーに対して、無断利用が違法であることを発信し、啓発するとともに、他人の著作物の利用についての明確な規範（ルール）を提示できる制度とすることが必要。

**【保護期間延長問題】**

**(いではく委員、大林委員、里中委員、瀬尾委員)**

- ▶ 優れた作品を創作できる人材を育成すると同時に、国際的な競争力を持つ作品の創作を促進するため、著作権の保護期間を他の先進国並みに延長すべき。

**(いではく委員、瀬尾委員)**

- ▶ 戦時加算義務の早期解消が必要。

**(苗村委員)**

- ▶ アジア諸国を含む諸外国の動向にも注意を払った上で、現行の保護期間を原則としながら、例外的にその延長を可能とする制度（例えば、「延長登録制」）について検討する価値がある。

**【違法流通対策】**

**(石坂委員、中村委員)**

- ▶ 違法コンテンツ配信などの著作権侵害に対する技術的な対策の検討を推進する関係者の取組に対する支援が必要。

**(大寺委員)**

- ▶ 違法複製物の流通は膨大かつ世界的規模で行われており、権利者の自助努力で対処できる範囲をはるかに超えているため、ネット社会の治安回復という観点から、政府による有効な対策が期待される。
- ▶ 技術的保護手段を担保するためにアクセス制限技術を用いているが、アクセス制限を回避する機器やプログラムが出回っており、デジタル録画された高画質の放送番組がインターネットに流出するなど被害が深刻になっているため、アクセス制限の回避にかかる規制を検討すべき。

**(黒木委員)**

- ▶ 違法コンテンツが溢れており、不正流通対策が追い付いていないため、政府としても取り締まりの要請等を行うべき。

**(迫本委員)**

- 平成21年の著作権法改正により、著作権侵害だと知りながら映画や音楽をダウンロードすることも違法となるなど、違法流通対策にも一筋の光明が見出されているが、引き続き、「官」においては省庁横断的、「民」においては業界横断的に情報交換・連動を図り、「官民一体」となった違法流通対策への支援の検討を行うべき。

**【権利制限規定の見直し】**

**(河村委員)**

- (消費者／ユーザーの自由な参画が文化を支え、著作権者に利益をもたらすのであって、) 著作物の公正な利用にはできるだけ規制をかけない方向で、一般的・包括的な権利制限規定を設けるべき。

**(黒木委員)**

- 現状では、学術や教育目的であっても、放送番組を上映する場合などには個々の権利者からの許諾が必要であるが、個別の権利制限規定の緩和や新設による対応を検討するとともに、利用形態によっては権利者に補償金を支払う仕組みを検討してはどうか。

**(瀬尾委員)**

- 私的複製は、大量かつ精緻な複製が個人ではできない時代の規定であり、米国のフェアユース規定を上回る広い範囲を持った一般規定であると考えられる。この私的複製と引用に関する権利制限規定は、他の権利制限規定と一線を画すものであり、これらについて検討することによって、日本独自の法と運用の可能性が見えてくるのではないかと考える。

**(野村委員)**

- 権利制限の規定によって、利用者（消費者）の無償利用が許されている場合に、契約その他の方法により、権利者が対価を得て利用を許諾することがどこまで許されるのかを明確にすることが必要。
- 著作権者が著作物の複製を実効的にコントロールすることは難しいので、複製の実態を調査し、公正性・実効性などの観点から、適法な複製と違法な複製との区別を見直すべき。

**(松田委員)**

- 日本の著作者人格権の保護要件は比較法的にはやや強いということができ、特に同一性保持権については、利用との調整がより容易になるようにする方法を検討すべき。(例えば、著作権法第20条第2項第4号の「やむを得ない」という要件を「正当な」に変更することなどが考えられる。)

- 企業（等）内での業務目的の複製については、以下の要件で適法化したうえで、当該要件を超える複製については、複写権センター等による権利処理を行わなければならないこととするべき。
  - ✓ 複製を行う者が所属する同一法人かつ同一構内に、適法に複製・譲渡された複製物（市販書籍等）が存在すること。
  - ✓ 適法複製物から一部又は許容されている（小）部数を複製すること。
  - ✓ 利用目的を終了した場合、複製物を廃棄すること。

### 【私的録音録画補償金制度】

#### （石坂委員）

- 技術的に複製をコントロールできない分野における私的録音録画補償金制度の再構築又は、同制度に代わる著作権者等に利益を還元する制度の早急な創設が必要。

#### （いではく委員）

- 機能不全に陥っている私的録音録画補償金制度を技術の変革と複製機器等の多様化に対応するよう早急に見直すべき。

#### （大寺委員）

- 私的使用のための複製の権利制限（30条1項）を存続する以上は、権利の保護とバランスをとるために、私的録音録画補償金（同条2項）は不可欠。デジタル方式の録音・録画機器の多様化に対して、機器指定が追いついていないなどの状況にあるため、補償金による「クリエイターへの適切な対価の還元」が確実に行われるよう、制度の充実を図るべき。

#### （大林委員）

- 私的録音録画補償金制度は、利用の自由と権利保護とのバランスを図った優れた制度ではあるが、同制度の対象となる機器・機材が専用品に限定されたままでパソコン等の汎用機が対象となっていないため、空洞化している。文化の発展に寄与することができるよう、同制度を見直し、結論を早急に出すべき。

#### （苗村委員）

- 私的録音録画補償金小委員会事務局が作成したまとめ案を参考に、その後の進展も踏まえ、地デジ完全移行前を目標に今後の方向づけを行う必要。

#### （中村委員）

- ハード・ソフトの利益配分・相互発展に関する建設的なプロジェクトの構築（録音録画補償金にこだわらない問題解決法の検討）

#### (野原委員)

- ▶ 私的録音録画補償金制度は、複製するたびに著作権料が発生するという基本概念の上に成り立っているが、その考え方自体が実態に合わなくなっているため、当該制度を廃止し、デジタル・ネットワーク社会における著作権料とは何かを根底から検討するべき。
- ▶ 視聴者は、パッケージごと、機器を変えるごとにサービス料（著作権料を含む。）を支払っているが、本来、同一人物の視聴においては、著作物一作品ごとに著作権料を支払えば良いのではないか。

#### (宮川委員)

- ▶ 私的録音録画補償金制度については、当該制度が、高品質で大量の複製が可能となったことにより著作権者・隣接権者の利益が害されているため、利用者に補償金を支払わせているという制度であるという前提に立てば、議論のポイントの一つが「権利者は本当に私的録音録画によって利益を害されているのか」という点になることは避けられない。
- ▶ 権利者の被る不利益が看過できないほどの私的録音録画行為であり、消費者から無許諾無償の複製は問題であるとの理解が得られれば、関連する録音録画機器等について相応の補償金を広く薄く消費者に負担してもらうことも可能。
- ▶ 他方、権利者の被る不利益が看過できないほどの私的録音録画行為について、違法ダウンロードを30条の適用除外としたのと同様に、30条の対象から外し、補償金ではなく、権利者と事業者あるいはユーザーとの契約で対処するということも考えられる。（ただし、ユーザーが契約に従うことを前提にするため、ユーザーがモラルを持ち合わせていなければこの方向性は採りえない。）

#### 【書籍のデジタル化】

##### (苗村委員)

- ▶ 出版社に新たに著作隣接権を設けることは疑問。出版者の役割の一部を編集著作者または二次的著作者として位置づける方向の検討することが必要。

##### (松田委員)

- ▶ 国会図書館をナショナルアーカイブセンター化するとともに、アーカイブの利用が商用的利用にまで拡大し、産業の活性化に障害が生じないように、公共サービスとしては、公共図書館における国会図書館所蔵書籍の検索（いかなる文献が存在するか）の検索にとどめ、書籍データそのものは商用サービスとするべき。また、これらの施策を展開するに当たり、著作権法上の基本問題として検討するべき。
- ▶ 「電子出版」に移行しようとしている中、出版社が投資をし、サービスを構築しやすくするためにも、何らかの権利保護が必要であり、版面の保護の在り方を検討するべき。なお、想定される保護の在り方は、以下の3点か。

- ✓ 版面権として権利化する方法
- ✓ 出版契約における版面に関する債権的請求権として考察する方法
- ✓ 出版契約法を立法し、出版社の債権的請求権を契約法によって承認する方法

## 【その他】

### 《放送と通信の融合》

(黒木委員)

- 放送と通信の融合が進む中で、放送番組のネット配信を促進するためには、放送と通信の定義や、放送と通信で異なる規定の見直し等を検討する必要。

### 《プロ責法の見直し》

(石坂委員)

- プロバイダの回答期間（開示請求から開示までの期間）を6週間程度に法定化するなど「プロ責法」に定める発信者情報開示請求手続きを改善すべき。
- 一定のプロバイダに対し、著作権侵害行為を防止する措置を講じることを義務づけ、この義務の履行を「プロ責法」による免責要件とするよう制度の見直しを行うべき。

### 《スリーストライク法の導入》

(石坂委員)

- ファイル交換ソフトによる著作権侵害については、プロバイダが違法行為を行う利用者に対して警告等を行い、一定回数の警告にもかかわらず権利侵害を繰り返す悪質な利用者に対しては、接続アカウントを停止する等の措置が必要。

(いではく委員)

- スリーストライク法を導入している外国の対策例などを参考にしながら、国レベルでの実効性の高い対策を講じる必要。

### 《法定損害賠償制度の導入》

(石坂委員)

- ・ 被害者が権利侵害の事実を立証した場合には、具体的な損害額を立証しなくても、一定のほう定額を損害賠償額として請求することができる制度を創設すべき。

### 《検討の在り方等》

(河村委員)

- ・ (著作権制度について) 議論する場には、既存の権利者団体の代表のみならず、団体に所属しないでマネージメントを行っているクリエイター等の多様な立場の権利者や、消費者／ユーザーの側にも多様な立場を代表する者を迎えるべき。

(中村委員)

- ・ J-contents を世界規模で拡大する民間取組の推進
- ・ 著作権特区の導入による問題解決に向けた場の設定

(以上)